

……必ずお読み下さい……

秋神の家利用申込に関する諸注意

飛騨高山ふるさと体験施設「秋神の家」ご利用申込にあたりましては、以下の点について御了解の上、申込いただきますようよろしくお願いいたします。

0. 基本事項

- ・ 秋神の家は体験施設であり、旅館・ホテルではありません。
- ・ 立地の関係上、施設にトラブルが発生した場合等でも、即時の対応が難しい場合がありますのでご承知おきください。利用期間中の生活については、原則利用者本人の自助をお願いしております。
- ・ 地域や施設のルールを守って利用いただくようお願いいたします。
- ・ この用紙に記載の事項のほか、本施設の利用・運用は「旧秋神学校職員住宅の管理運営に関する要綱」および利用者と市との間で締結する賃貸借契約に基づきます。

1. 施設の利用について

(1) 備品について

- ・ 施設には、各種備品（別紙）が設置されています。これら以外に必要な設備は利用者をご準備ください。
- ・ 寝具、こたつ布団は常設していません。ご持参いただくか、利用される方のご負担でレンタル等をいただくことになります。
- ・ ふとんのレンタルをご希望される場合は → 清水ふとん店（0577-34-0581）
※つながりにくい場合があるため、その際は長めにコールしてください。

(2) 電気・ガス・水道について

①電気、ガスについて

- ・ 利用者本人で契約手続きが必要です。入居日の5日前までに、下表の各業者へ手続きを行ってください。また、灯油の業者指定はありませんが、近くにある業者を下表に記していますので参考にして下さい。
- ・ 退去される際には休止の手続きが必要になりますので、退去日の5日前をめぐりに、退去日までに手続きを行ってください。

電気	中部電力パワーグリッド株式会社高山営業所	0120-92-1691
ガス	水口石油	0577-56-1250
灯油	水口石油	0577-56-1250

②上下水道について

- ・ 利用にあたり、同封する「上下水道料金納付確約書」及び「給水申請書」に必要事項を記入し押印のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。

- ・ 上水道の開栓料金 (2,000 円) が別途必要ですので、入居日に高山市役所朝日支所・基盤産業課でお支払いください。(平日の 8:30~17:15 の間)
- ・ 退去される際には休止の手続きが必要になりますので、退去日の 5 日前をめぐに、退去日までに高山市役所朝日支所・基盤産業課で手続きを行ってください。(平日の 8:30~17:15 の間)

水道	高山市役所朝日支所 窓口 (平日 8:30~17:15)	0577-55-3311
----	------------------------------	--------------

(3) 電話、インターネット、冷房設備について

- ・ 電話回線はありません。
- ・ インターネット (Wi-Fi) はご利用できます (回線契約の手続き不要)。
- ・ エアコンはありません。扇風機を備え付けています。

(4) 入居手続きについて

- ・ 入居時は、鍵管理者が入居当日に鍵の受け渡しと施設の説明を行いますので、必ず平日 9 時 30 分~16 時 00 分のあいだに入居をお願いします。
- ・ 必ず入居される 5 日前までの平日に、入居時刻をブランド戦略課にお伝えください。

(5) 退去手続きについて

- ・ 退去時は、鍵管理者が施設点検を行いますので、必ず平日 9 時 30 分~16 時 00 分のあいだに退去をお願いします。
- ・ 必ず退去される 5 日前までの平日に、退去時刻をブランド戦略課にお伝えください。
- ・ 電気、ガス、水道については、入居時と同様、利用者ご自身で休止のお手続きをお願いいたします。退去の 5 日前をめぐに、退去日までに手続きください。

電気	中部電力パワーグリッド株式会社高山営業所	0120-92-1691
ガス	水口石油	0577-56-1250
水道	高山市役所朝日支所 窓口 (平日 8:30~17:15)	0577-55-3311

(6) 利用期間の延長・短縮について

①利用期間の延長

- ・ 延長を希望する場合、変更契約または新規の賃貸借契約が必要となります。
- ・ 「延長開始日=現時点での退去日」の2 週間前までに、ブランド戦略課あてに 利用変更届または利用申請書をご提出ください。期限を過ぎての提出の場合、延長ができない場合があります。
- ・ 利用変更届および利用申請書は市 HP からダウンロードできます。
- ・ 累計 6 カ月まで利用可能です。1 回の契約は 1 カ月以上 2 カ月以内の期間で契約をいただきます。

②利用期間の短縮

- ・ 契約締結後、利用期間の短縮 (契約の変更、利用料の変更または払い戻し) は

できません。

- ・利用期間終了前に退去されたい場合は、お早めにご相談下さい。ただし、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

(7) ごみの出し方について

- ・高山市ではごみの分け方及び出し方が細かく決まっています。必ず各部屋に備え付けの「高山市ごみの分け方・出し方」冊子とわが家のごみカレンダーに従ってごみを出すようお願いいたします。
- ・高山市ごみ推奨袋とごみ処理券の購入が必要となりますのでご注意ください。
- ・ごみの種類によって回収場所が異なりますのでご注意ください（詳細は「高山市ごみの分け方・出し方」冊子、わが家のごみカレンダー、秋神の家付近図を参照）。

◎ごみ袋について

- ・高山市ごみ推奨袋は各種スーパー、ホームセンターなどで購入できます
- ・秋神の家付近であれば、リカーショップながせ（朝日町万石 779 番地 1）で購入できます（最新の取扱状況や営業時間は、直接店舗へ問い合わせください）。
- ・市の定める規格（透明、容量 4 5ℓ 以下、「可燃・資源」は厚み 0.03 mm 以上、「不燃」は厚み 0.05 mm 以上）を満たしていれば、高山市ごみ推奨袋でなくても使用可能です。

◎ごみ処理券について

- ・市役所本庁・支所、高山米穀、市内デパート・ヤマザキなどで購入できます。
- ・秋神の家付近であれば、朝日支所（朝日町万石 800 番地、平日 8：30～17：15）、リカーショップながせ（朝日町万石 779 番地 1、営業時間は直接店舗へ問い合わせください）で購入できます。

※退去日までに回収に出せないごみは、必ずお持ち帰りください。

(8) 周辺環境整備について

- ・利用期間中は、ゴミ拾いや草むしり（草刈り）、除雪作業などの環境整備は各自で行っていただきます。

2. 利用料金の請求等について

(1) 利用料金・支払方法について

- ・利用料金は、1日470円です。
- ・利用料金は、市から発行する納付書にて納めていただきます。

(2) 支払時期について

- ・利用料金の支払いは、入居日までにお願いします。

(3) 支払手続きができる金融機関について(この他の金融機関は手数料がかかります)

- ・(株)北陸銀行
- ・(株)大垣共立銀行
- ・(株)十六銀行
- ・(株)富山第一銀行
- ・高山信用金庫
- ・八幡信用金庫
- ・飛騨信用組合
- ・東海労働金庫
- ・飛騨農業協同組合
- ・高山市役所本庁

※朝日町には「飛騨農業協同組合朝日支店」(朝日町万石 781 番地)があります。

3. その他

(1) 冬タイヤ等について

- ・11月～4月は路面が凍結するため、冬タイヤ等の装備が必要となります。

(2) 野生動物について

- ・クマ、サル等の獣害が発生しやすい地域です。防災無線や市HP等で利用者各自で情報収集を行うとともに、特に山林に入る際は適切な対策を行ってください。

(3) 買い物等について

- ・秋神の家周辺には買い物ができる施設等が一切ありません。基本的に高山駅周辺までお越しいただく必要があります(車で片道40分ほど)。